

「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1. 政策等の題名 「後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」
2. 案の公表の日 令和5年1月1日
3. 意見提出期間 令和5年1月1日から令和5年1月31日まで
(公表をした日の翌日から起算して30日間)
4. 意見提出実績 総数0件
5. 特定個人情報保護評価書案の修正について 別紙のとおり
6. その他
本区民意見聴取等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき行ったもので、その手続については「杉並区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に規定する評価書の公示及び意見の聴取等に関する規則」により実施したものである。
7. 問い合わせ先 国保年金課高齢者医療係
電話 03-5307-0329

後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書(案)の修正一覧

別紙

| No. | 該当ページ | 項目 | 特定個人情報保護評価書(案) | 修正後の記載(修正は下線部) | 修正理由 |
|-----|-------|--|----------------|--|-----------|
| 1 | P41 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去リスク1⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | [発生あり] | 適切な記述に修正。 |
| 2 | P41 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去リスク1⑨ その内容 | — | 令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。 ※後期高齢者医療に関する事務においては、重大事故は発生していない。 | 適切な記述に修正。 |
| 3 | P41 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去リスク1⑨ 再発防止策の内容 | — | 「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。 再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。 (1)操作ログ点検の充実・強化 ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 (2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 (3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。 ・住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。 | 適切な記述に修正。 |